

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2020年1月号

ーハガキやメールによる架空請求に注意！ー

架空請求(利用した覚えのない請求)には絶対に連絡しないで！

ハガキ・封書 による架空請求



何の料金か
はっきり書かれて
いない

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号(わ)284訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給料等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証明の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

法務省〇〇支局

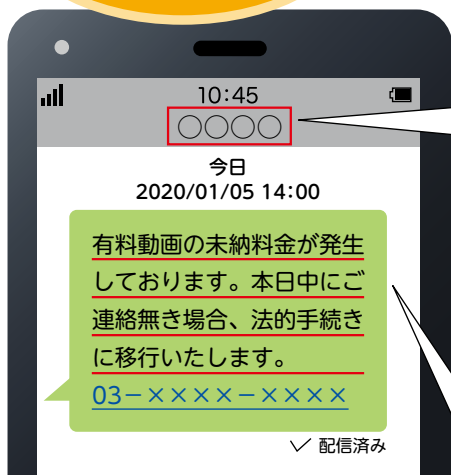
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

「訴訟」「差し押さえ」「強制的に執行」などの脅し文句を使って不安をおおる

メール等 による架空請求 もあります



実在する事業者をかたる場合があります

間近の日を設定して考える余裕を与えず、あせらせる

公的機関のような名称を使って本物と思わせる

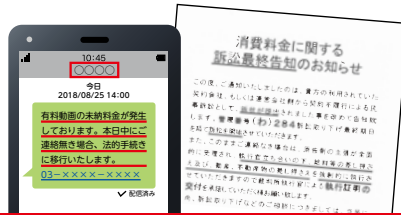
架空請求を行う業者は何らかの名簿をもとに手当たり次第に連絡をしています。こちらから連絡してしまうと、電話番号や実際にそこに住んでいることなど、新たな個人情報が相手に知られてしまうため、別の手段でも狙われる可能性があります。

何度も架空請求が送付されてくる場合がありますが、ハガキやメールに記載されている連絡先には決して連絡をせず、無視してください。

架空請求の手口の流れ (よくある例)

突然通知

- ハガキ
- メール
- 封書
- SMS
- など



様々な名目で送りつける

ハガキやメール等にかかれた
電話番号に連絡しないで!

電話すると

支払要求

着手金

示談金

供託金



「弁護士に問わせてください
番号は03-XXXX-XXXX」

「急がないと
裁判になりますよ」

「後日返金されますから」



第三者の電話番号に誘導

承諾すると

支払指示

電子マネーカード

¥50,000

「コンビニで
電子マネーを買って
番号を教えてください」



コンビニ端末

「指定口座へ振り込んで
ください」

「端末から出てくる
支払用紙を持って
レジで支払ってください」

一度支払ってしまうと

さらなる支払請求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、
次々と電話がかかってきて、
さらなる支払いを要求されます。

被害高額化



「和解できない! ふざけるな」

「自宅に行くぞ!
家族に迷惑がかかるぞ」

「他にも未払いがありました」



架空請求の手口は様々です!

「注意喚起チラシ (法務省をかたるハガキ・メールver.)」(消費者庁)
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/) を参考に作成

「利用した覚えのない請求（架空請求）のハガキが届いたが、どうしたらよいか」という相談が今でも消費生活センターに寄せられています。

架空請求の請求手段は、ハガキ、封書、メール、SMS（電話番号あてに短文のメッセージが送られてくるもの）など様々です。

連絡すると様々な口実で支払いを要求してきます。これに応じて支払いをしてしまうと、だましやす相手とみなされ、さらに支払いを要求される場合もあります。支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。

また、こちらから連絡すると、さらに個人情報を聞き取られたり、メール等で入力させられたりする危険性があります。一度相手に知られた個人情報を削除することはできません。

少しでも不安・不審に思ったら、

相手に連絡をする前に

支払いをする前に

最寄りの消費生活センターにご相談ください。

福井県内の架空請求詐欺による被害状況

11件 被害額**8,700万円超**（うち、65歳以上 6件 8,300万円超）
高齢者の被害額の平均は1,000万円を超えています。

（2019年1～11月（福井県警察本部より））

福井県消費生活センターへの架空請求詐欺の相談件数

438件（ハガキに関する相談件数は 311件、メールに関する相談件数は 102件）
うち、**約5割**が65歳以上の高齢者からの相談です。

（2019年1月～11月）

キャッシュカードのすり替えにも注意



最近、下記のような手口での被害が急増しています。公的機関の職員が自宅まで来てキャッシュカードを確認することはありませんので、注意してください。

- ①警察官や銀行協会の職員などと称する者から、「キャッシュカードが不正に利用されている」との電話がかかってくる。
- ②その後二セの職員が自宅を訪れ、「キャッシュカードは証拠品として封筒に入れて、厳重に保管してほしい」と言い、カードと暗証番号のメモを、持ってきた封筒に入れさせて封を閉じる。
- ③さらに「割印が必要」と言い、印鑑を取りに行かせる間に用意しておいた別の封筒とすり替え、キャッシュカードと暗証番号の入った封筒を持ち去る。手元に残った封筒は、中身が見えないのですり替えに気が付かない。
- ④後日、多額の現金が引き出されていると金融機関から確認の連絡が入り、被害に気付く。または、封筒を開けてみてすり替えに気づく。

消費生活出前講座

講師を派遣します！
ぜひご活用ください！

派遣対象・条件

- ①町内会、老人会、高齢者サロン等、おおむね20人以上の参加が見込まれる集まり
- ②原則、月～金曜日の10時～16時

内容

悪質商法や契約に関する事など、消費生活に関するテーマについて、寸劇やクイズ、DVDなどを使って、わかりやすく説明します。

福井県消費生活センター TEL. 0776-22-1102 / 福井県嶺南消費生活センター TEL. 0770-52-7830

申込み・問合せ

開催日の1か月前までに、下記までお電話でお問合せください。日時をご相談した後、講師派遣依頼書の提出をお願いします。

*講座の講師派遣費用は無料です。ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。



「くらしの講座」受講者募集！

参加費:無料

定員:各回50名(先着順)

日時・対象	講座内容	開催場所	問合せ・申込先
1月18日(土) 13:30~15:00	あなたの「いいね！」本当に大丈夫？ 身近な問題！ソーシャルメディアトラブル 仁愛大学 人間学部 コミュニケーション学科 安彦 智史氏	【福井市】 AOSSA 6階 607	公益社団法人ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 【TEL】0776-52-0626 【URL】http://www.kuranavi.jp 【申込方法】 お電話、またはホームページ よりお申込みください。開催 日前日まで受付します。
1月25日(土) 13:30~15:00		【敦賀市】 プラザ萬象 第1会議室	



「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

1・2月の開設日

開設時間14:00~16:00

分野	1月		2月	
福井弁護士会 (法律)	7日(火)	県消費生活センター	4日(火)	県消費生活センター
	9日(木)	県嶺南消費生活センター	6日(木)	県嶺南消費生活センター
	22日(水)	県消費生活センター	19日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会 (建築)	-	-	17日(月)	県消費生活センター
(一社)ECネットワーク(インターネット)	23日(木)	県消費生活センター	-	-
司法書士 (法律)	23日(木)	県嶺南消費生活センター	27日(木)	県嶺南消費生活センター

*先に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センターまでご連絡ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00~17:00(平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、つながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県